

# 原発埼玉県民投票準備会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会の名称は「原発埼玉県民投票準備会」（以下「本会」と略す）と称します。

### 第2条（目的）

本会の目的は、埼玉県において地方自治法第74条に基づく条例の直接請求という手続きにより「埼玉県民投票条例」を制定し、原発の是否について県民の意思を明らかにする場としての県民投票を実現することです。

### 第3条（活動と事業）

- ① 埼玉県において条例の直接請求を開始するために必要な準備活動を進めます。
  - 1) 埼玉県で条例の直接請求に挑戦する有志を募集、推進グループ「原発埼玉県民投票準備会」の結成と拡大
  - 2) 請求代表人の選定
  - 3) 手続きに必要な諸文書の作成
  - 4) 市区町村毎の法定署名収集体制をめざし、県内民主諸団体・グループ・個人等への協力要請活動および各地・各団体での説明会開催と署名収集事務拠点と署名収集者の事前登録の推進
  - 5) 広報・宣伝物づくりと活動の推進（web内各種・チラシ・のぼり等）
  - 6) 臨時総会を開催し、条例案、署名簿案、法定署名収集期間の予定案、大まかな予算案、運営体制と意思決定の仕組み、伝達・周知の仕組み、キックオフ集会等について決定します。
  - 7) 埼玉県と直接請求に係わる法定署名収集日程等、一連の事務手続きの交渉と打ち合わせ
  - 8) 直接請求運動に必要な資金の調達
  - 9) その他
- ② 法定署名収集期間中、全力を挙げて取り組みます。
  - 1) 署名簿および「署名の手引き」「県民投票の意義」のビラ等の印刷と配給
  - 2) 期間中、連絡・事務センターの常設
  - 3) 街頭署名収集拠点の設置とその維持・拡大および受任者の継続的拡大
  - 4) 県内全市区町村毎の法定署名収集体制の確立をめざし、県内民主諸団体・グループ・個人等への署名収集協力要請及び署名収集事務拠点の継続的拡大
  - 5) 署名活動をフォローするための相談、広報・宣伝、伝達・周知の活動
  - 6) 期間中に中間報告と追込みを期するイベントの開催
  - 7) 直接請求運動に必要な資金の調達
  - 8) その他
- ③ 県民投票条例の制定に向けて全力で取り組みます。
  - 1) 署名期間終了後、10日間の署名簿整理期間には、署名収集事務拠点は受任者から一筆も無駄無く署名簿回収に当たるよう徹底します。
  - 2) 市区町村の選挙管理委員会署名簿提出にあたり、各自治体内のそれぞれの署名収集事務拠点は相談の上、1か所に集約して一定のルールで付番するものとします。
  - 3) 各市区町村において縦覧される場合、可能な限り不法行為抑止のため立会いやチェックを実施します。
  - 4) 返付された署名簿の管理には万全を期すよう務めます。

- 5) 本請求にあたっては、請求代表者が揃ろうとともに、メディアの取材を多くします。
  - 6) 県議会での審議の際、なるべく多くの意見陳述ができるよう、また、可決をめざしたロビー活動を行ないます。
- ④ 県民投票条例が採択された場合、県民投票の実施に向け埼玉県選挙管理委員会と協議を重ね、条例の主旨が全うされるよう全力で交渉します。

#### **第4条（事務所の所在地）**

本会の所在地は埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-32-6-32 に置きます。

## **第2章 組織と運営**

#### **第5条（会員）**

本会の目的に賛同し、会費（1000円）を納める者は会員となることができます。

#### **第6条（会員の活動）**

- ① 会員は、本会の目的達成のため、本会の事業と活動のいずれかに主体的かつ積極的に参加するものとします。

#### **第7条（総会）**

- ① 本会の総会は、役員会が必要と判断した場合、隨時総会を開催することができます。総会の成立要件は会員の過半数（委任状を含む）とします。
- ② 総会の議決事項は、活動報告、活動方針、会計の予算、会計報告、会則制定（改廃）、役員（運営委員）の選出と総会後の補充要件の決定、および会計監査2名の選出、その他必要な事項です。
- ③ 総会の全ての議決は参加会員の過半数（会則を除く）によります。

#### **第8条（運営委員会）**

- ① 本会の役員として運営委員を置きます。運営委員は総会での選出と請求代表人、運営委員会での補充、地域運営会議からの選出であてられます。
- ② 運営委員会は、会の目的、事業・活動に責任を負い、本会の意思決定機関であり、本会を統轄する機関です。
- ③ 運営委員会は、必要に応じて会議を開催し、共同代表の互選、請求代表者の選任、活動方針、会計処理、会員の登録・退会、役員の補充・解任、会員・役員の処分、会則の改廃など、会の趣旨・目的・事業の実現に必要な議決、及び日常的な活動の執行・統轄を行ないます。役員会の決定は過半数（会則を除く）によるものとします。
- ④ 運営委員会は、会の日常的な円滑な運営のため、運営委員からなる事務局を設置し、そこに運営委員会の権限について委任できます。

#### **第9条（共同代表）**

- ① 運営委員会で互選された共同代表は、会の目的、会の事業と活動について、本会および運営委員会を人格的に代表するものです。
- ② 共同代表は、①を全うするために、それぞれ互いに助け合うとともに、事務局に補佐を指示することができます。

#### **第10条（事務局）**

- ① 運営委員会から指名され委任を受けた運営委員は事務局を構成し、会の日常的な決定と執行について責任を負うのですが、その全てについて次回の運営委員会に報告し、承認を受

- けなければなりません。
- ② 事務局は、会の目的、事業・活動について予定、判断、指示、執行を適切にかつ具体的に行なわなければなりません。そのために必要な事務局スタッフを隨時指名し補充することができます。
  - ③ 事務局は、運営委員会開催の際の事務方として、また、共同代表の役割に対して補佐の任を負うものです。

#### **第11条（地区運営会議）**

各市区町村において会員が3人以上いる場合、各市区町村の名を冠した運営会議を設置することができます。地区運営会議を設置した場合、速やかに事務局に報告しなければなりません。

- ① 地区運営会議は、当該自治体における法定署名収集事務拠点を引き受け、事務局と連絡を密にし、その地区の本会を代表することになります。
- ② 地区運営会議は、当該自治体において受任者拡大と署名収集、署名簿整理、当該選挙管理委員会への署名簿提出の任を負うことになります。
- ③ 地区運営会議は1人運営委員を選出することができます。運営委員としての会議出席や活動については、必要な場合代理を立てることができます。

#### **第12条（退会と除籍）**

- ① 会員の退会は、本人が事務局ないしは運営委員に申し出るものとします。
- ② 除籍についての規定は次の通りですが、その第一義的な判断は事務局とします。
  - 1) 会員が本会の精神を踏みにじる活動と判断される場合
  - 2) 直接請求活動への妨害と判断される場合

#### **第13条（議事録と日誌）**

本会の全ての会議は、全ての決定事項や会議や組織体の判断に関わる事項などの賛否を始め会議録をつくり、事務局が責任をもって管理することとします。また、日々の活動を記録するため日誌を付けなければなりません。

### **第3章 雜則**

#### **第14条（個人情報の保護）**

本会は、法定署名の収集を柱とする活動の特性から特に、個人情報の保護の観点から目的外使用は絶対に禁止とし、署名簿の管理について厳正にしなければならない。

#### **第15条（会則の改廃）**

会則の改廃は、総会及び運営委員会の3分2以上の決定によるものとします。

#### **第16条（会の解散）**

- ① 県民投票が実施された場合、本会は、一連の活動報告と総括の上、臨時総会を開催し判断するものとします。
- ② 埼玉県議会で県民投票条例が否決された場合、一連の活動と総括を行ない、負債等の整理を含む運営委員会にて事後の判断をするものとします。
- ③ 規定の法定署名数が収集できなかった場合、一連の活動と総括を行ない、負債等の整理を含む運営委員会にて事後の判断をするものとします。

#### **第17条（会則施行）**

本会の会則は、2014年8月17日の臨時総会の終了後から発効することとします。